

鎌倉市監査委員告示第1号

鎌倉市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

鎌倉市監査委員 八 木 隆 太 郎
鎌倉市監査委員 池 田 実



鎌倉市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

鎌倉市監査委員事務局処務規程（昭和41年4月監査委告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考 復命のうち複数の職員によるものは、その最上位の職の職員への命令者の決裁事項とする。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。